

杉並区阿佐ヶ谷駅北東地区公民連携まちづくりの取組方針策定等に関する
支援業務 業務内容説明書

1 件 名

杉並区阿佐ヶ谷駅北東地区公民連携まちづくりの取組方針策定等に関する支援業務委託

2 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月13日（金）まで

※契約は各年度での契約締結となります。

3 対象区域（以下「対象エリア」という。）

阿佐ヶ谷駅北東地区（別紙3のとおり）

4 履行場所

杉並区役所及び区が指定する場所

5 目 的

阿佐ヶ谷駅北東地区においては、「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画（平成31年3月）」等を踏まえ、小学校の移転改築や道路基盤整備等の実現に向けたハード面の事業が進められています。一方、本事業についてはこれまで疑問の声などもいただいていたことから、区では令和5年8月に開催した「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりを振り返る会」を皮切りに、出来る限りの情報開示に努めるとともに、区民との対話の場を設けてきました。その結果として、阿佐ヶ谷地域全体のまちづくりに関する新たな対話の場として「あさがやまちづくりセッション」が今年度からスタートすることとなりました。

今後、阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりを進める上では、創出される緑地・公共空間（民有地を含む）の維持・管理や活用、にぎわいの創出などについて、区・区民・事業者などの公民の幅広い関係者が議論・協働していくことが重要です。これを、区も含めた本エリアの関係者で構築する「エリアプラットフォーム」という場で行っていくとともに、このエリアプラットフォームと、より幅広い方々に参加いただくあさがやまちづくりセッションとの間でコミュニケーションを図りながら、区民の本エリアにおける取組への理解を促進し、地区内外の住民相互の信頼関係の構築を図っていきます。

このような経過を踏まえ、エリアの将来像、その実現のための方策や実施体制を取組方針（未来ビジョン）として策定することとし、その策定支援を委託します。また、委託の中で、あさがやまちづくりセッション（テーマ：阿佐ヶ谷駅北東地区におけるエリアマネジメント）の企画・運営に加え、エリアプラットフォーム・あさがやまちづくりセッション間での情報共有も実施することとします。

※あさがやまちづくりセッション：

区民が阿佐ヶ谷で生活している際に感じる様々な思いを汲み取り、地域住民同士、または区とともに、テーマごとに阿佐ヶ谷地域におけるまちの課題や将来のあるべき姿について話し合いを行う場です。話し合いの方法は、区民の方々からの意見を聞いて進めていく「テーマ自由型」と、区であらかじめテーマを指定する「テーマ指定型」の2つの方法があります。参加者の募集方法は、区から無作為に抽出した住民へ郵送により参加の依頼を行うほか、広報やホームページ、SNSなどによる一般公募、団体等への依頼によります。これまでの開催概要等については区公式ホームページを確認ください。

6 エリアプラットフォームの概要

- (1) 名称：阿佐谷北東エリアまちづくり協議会
- (2) 構成：町会・商店会、近隣住民、近隣寺社、地権者、事業者、専門家、杉並区

7 業務内容

(1) 公民連携まちづくりの取組方針（未来ビジョン）策定支援

令和6年度から令和7年度にかけて行う本地区のエリアプラットフォームにおける未来ビジョンの策定に向け、以下の業務支援を行う。

【令和6年度】

①地域の特性の現状分析

対象エリアの現状について、各種データ、既存計画や事業の実施状況等から整理し、エリアの魅力（強み）や課題（弱み）を抽出・分析する。

②地域の特性を踏まえた目指す将来像案の作成

現状分析やあさがやまちづくりセッションで出た意見等を踏まえたエリアプラットフォームにおける意見交換を行った上で、対象エリアの魅力向上への方向性やコンセプトを検討し、未来ビジョン骨子案に掲載するための、魅力的でわかりやすいビジュアルによるエリアの将来像案を作成する。

③未来ビジョン骨子案の作成

上位計画及び上記意見交換等を踏まえ、阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画にある個別テーマ（安全・安心、みどり・景観、にぎわい）などをもとに、エリアの目指す将来像を実現するための取組*の基本方針、取組の体系、具体的な取組の方向、実施体制（役割分担）の整理を行う。

*取組の想定：緑や樹木等の維持管理や保全活用・公共的空間の活用・地域が連携した防災活動・地域の歴史文化の継承・大規模敷地における外構等の景観整備など

④補助金関連資料の作成支援

「官民連携都市再生推進事業制度要綱」及び「官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱」並びに国・都からの照会内容等に基づき、国土交通省に提出する補助金の一部関係資料について作成支援を行う。

【令和7年度】

⑤事業組織のあり方検討支援

今後創出される緑地・公共空間（民有地を含む）の維持・管理や活用を行う地域主体の事業手法（収支計画、資金調達計画、事業安定化方策など）、事業組織の構築に向けて人材を発掘・集積していく手法と当該組織の組成までのシナリオを作成する。

⑥にぎわいの創出に関する取組内容の検討支援

エリアマネジメントを視野に入れた地域の活動・運営（公共空間活用のアイデア、社会実験の企画）を想定し、提案する。

⑦未来ビジョン原案の作成

前項までの検討を踏まえ、将来像の実現に向けた取組を整理して各取組や目標を設定し、それぞれの検討課題や実現までの試行事業等を整理したロードマップを作成するとともに、内容を取りまとめた冊子の版下を作成する。

(2) 「あさがやまちづくりセッション」を活用した情報共有・意見交換等の実施

将来像を実現するための具体的な取組について、本地区におけるエリアマネジメントをテーマにしたテーマ指定型の「あさがやまちづくりセッション」(ワークショップ、オープンハウス等)の企画・運営を行う。なお、ワークショップ、オープンハウス等については、区及び住民相互の信頼関係の構築やコミュニケーションの場づくりに繋がるよう考慮し、また将来的な対象エリアの拡大も見据え、対象エリアを含むエリア外の地域団体、周辺住民等が幅広く参加可能な形となるよう企画・運営すること(令和7年度に2回程度開催予定。なお、1回目は令和7年4月頃を目途に開催)。

また、区が主催する「あさがやまちづくりセッション」(テーマ自由型も含め全て)の各回(計10回程度)に出席し、そこで出されたアイデア等についてエリアプラットフォームに共有し、本地区に反映可能なものについてエリアプラットフォームで議論するなどの検討を行うこと。

その他、「あさがやまちづくりセッション」に関係する事業者とも適宜連携を図ること。

(3) エリアプラットフォームの運営支援

① 会議等の運営支援

エリアプラットフォームの会議等(令和6年度は3回、令和7年度は5回程度開催予定)において、議題の整理、会議の進行を行う。また、会議資料の作成や参加者との連絡調整、議事要旨作成等を行う。

② エリアプラットフォームの活動に関する普及啓発等の支援

ア) 「エリアマネジメント」に関する理解促進に向けた普及啓発および本地区におけるエリアマネジメント活動・エリアプラットフォームの取組に関する分かりやすい情報発信(ホームページ・SNS・動画等を活用)

イ) 取組の周知や参加の呼び掛けを行うためのまちづくりだより等(令和7年度3回程度発行予定)の原稿作成

(4) 公民によるビジョンの共有支援

公民が連携して策定された未来ビジョンを行政計画に位置づける上で必要な公共事業などの行政課題について、整理、検討を行う。

8 成果品の提出

本業務の成果をとりまとめ、以下の成果品を提出する。

なお、内容については事前に区に承認を受けることとし、なおかつ、電子データは必ず納品前にウイルスチェックを実施すること。

【令和6年度】(提出期限：令和7年3月24日(月)まで)

- (1) 中間報告書(A4版 ファイル綴じ可) 5部
- (2) 上記電子データ(Word形式とPDF形式とする) = DVD1枚
- (3) その他(区と協議の上、必要と判断したもの)

【令和7年度】(提出期限：令和8年3月13日(金)まで)

- (1) 報告書(A4版 ファイル綴じ可) 5部
- (2) 上記電子データ(Word形式とPDF形式とする) = DVD1枚
- (3) 未来ビジョン冊子印刷入稿データ = DVD1枚

※印刷入稿データの提出期限は別途区から指示のあった期限とする。

- (4) 未来ビジョン冊子PDFデータ = DVD1枚

(5) その他(区と協議の上、必要と判断したもの)

9 技術者の配置

受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、本業務において下記の有資格者を配置する。なお、その証明として資格証明書、雇用関係にあることを証明する写しを、区に提出し、承認を得るものとする。

(1) 主任技術者

官民連携まちなか再生推進事業またはそれに類似する官民連携まちづくりに関する業務実績を有するものを配置するものとする。

(2) 担当技術者

本業務において主任技術者を補佐する者。

10 著作権について

加工前のイラスト、基図等の著作権については、区が貸与したものを除き著作者に帰属するが、原稿の著作権は区に帰属するものとする。今後の冊子印刷に向けて支障のないよう、必要な許可を得ること。

11 個人情報取り扱い

杉並区が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、全て杉並区の個人情報であり、杉並区の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。また、この契約の履行完了後においても同様とする。

12 疑義の取り扱い

本説明書の各条項について疑義を生じたとき若しくは説明書等に定めのない事項については、区と協議の上定めるものとする。